

住宅の耐震診断・耐震改修の一部を助成します (住まいの環境整備促進事業)

H30から3年間事業実施

(平成30年度版)

木造住宅の耐震化の促進を図り、震災による生命や財産の被害を軽減させ、安心して生活ができるように耐震診断及び耐震改修工事を行う人に対して、費用の一部を助成します。

1. 助成金

- ・対象木造住宅の耐震診断を行う場合に、**その要した額(上限は3万円)**を助成します。
- ・対象木造住宅の耐震改修工事を行う場合に、次のとおり助成します。

耐震改修工事費が **20万円未満の場合:その費用の額**

20万円以上、200万円以下の場合:20万円

200万円を超える場合:耐震改修工事費の10%(上限30万円)

※どちらも助成額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

2. 募集期間

- 申込受付 **平成30年4月2日(月) ~ 平成30年12月29日(金)まで (先着順で受付します。)**
受付窓口 **本別町役場建設水道課**
受付時間 **午前9時~午後5時(土・日・祝祭日の受付は行いません。)**

3. 対象者・対象住宅

(1)耐震診断の場合

- ・木造住宅であって、次の全てに該当するもの。
- ・戸建て住宅又は併用住宅(延べ面積の2分の1以上が居住用のものに限る)で昭和56年5月31日以前に着工した2階建てまでのものであること。
- ・所有者自らが居住している又は空家バンクに登録されている住宅の個人所有者であること。
- ・建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令に違反していないこと。
- ・所有者が町税や町に納付すべき公共料金等の滞納をしていないこと。
- ・申請者が暴力団員、暴力主義的破壊活動を行う団体に所属する等の反社会的勢力でないこと。
- ・診断実施者は、建築士でかつ建築士事務所にも所属しており、北海道が行う耐震診断・耐震改修技術者名簿に木造耐震診断の講習区分で登録されている耐震診断員であること。

(2)耐震改修の場合

- ・耐震診断の項目と同じで、さらに次の全てに該当するものであること。
- ・耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断されたものであること。
- ・工事施工者は、建設業法に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けている町内に事業所、営業所等を有する法人又は町内で営業をする個人であること。

※耐震診断の助成を受けても耐震改修工事の助成は受けられます。



※耐震改修工事を行うことにより租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税の特別控除を受けられる場合があります。詳しくは、住民課税務担当にご相談下さい。(裏面へ続く)

4. 申請から助成金受取りまで

①交付申請書の提出



②審査



③助成交付決定通知



④耐震診断又は耐震改修工事着手



- ・診断を中止する場合は届出が必要
- ・改修工事内容の変更又は中止する場合は届出が必要

⑤耐震診断又は耐震改修工事完了



⑥実績報告



- ・診断又は工事完了後速やかに提出 ・申請年度の2月末日までに届け出を行わなければなりません。

⑦内容審査・完了検査



⑧助成金の確定 → ⑨助成金請求 → ⑩助成金の交付 ・指定口座に入金します。

5. 申請に必要な書類

- ①申請書(様式第1号)
- ②登記事項証明書、評価証明書、建築確認通知書その他の建築時期及び所有者が確認できる書類
- ③所有者の納税証明書
- ④耐震診断に係る見積書又はその写し
- ⑤耐震診断報告書
- ⑥案内図、配置図、平面図等(改修内容が記載されたもの)、住宅外観の写真
- ⑦耐震改修計画書(様式第2号)
- ⑧耐震改修工事に係わる工事見積書又はその写し
- ⑨誓約書(様式第3号)

※耐震診断に必要な書類は①から④まで

※耐震改修工事に必要な書類は①から③まで及び⑤から⑨まで

6. 完了実績報告に必要な書類

●耐震診断の場合

- ①完了実績報告書(様式第8号)
- ②耐震診断報告書
- ③診断に要した費用の支払いを証する書類

●耐震改修工事の場合

- ①完了実績報告書(様式第8号)
- ②改修工事後の耐震診断報告書
- ③竣工図(改修内容が記載されたもの)
- ④工事写真(改修工事が確認できるもの)
- ⑤工事に要した費用の支払いを証する書類

7. 事業及び申請に関する問い合わせ

本別町役場建設水道課

TEL:0156-22-8122 FAX:0156-22-3237
E-mail:kensetk@town.honbetsu.hokkaido.jp
ホームページ:<http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/web/life/details/taishinkaishu.html>